

第 4 4 号 議 案 品 川 区 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 の 設 備 お よ び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

1. 改 正 理 由

国の基準である「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」の改正にともない条例改正を行う。

2. 改 正 内 容

放課後児童支援員となる要件のうち、「都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了しなければならない」とされているものを、研修の実施主体について「中核市の長」を追加する。

＜参考＞放課後児童支援員になる要件の主な資格等

- ・ 保育士
- ・ 社会福祉士
- ・ 教育職員の免許状を有する者
- ・ その他、規定の定めにある大学の学科または課程を修め卒業した者や実務経験を満たす者

3. 新 旧 対 照 表

裏面参照

4. 施 行 期 日

公布の日から施行する。

品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="230 225 1081 293">○品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例</p> <p data-bbox="887 312 1104 384">平成26年 7月11日 条例第23号</p> <p data-bbox="192 448 271 477">(職員)</p> <p data-bbox="147 496 1104 564">第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p data-bbox="147 584 1104 732">2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p data-bbox="147 751 1104 900">3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市もしくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p data-bbox="176 919 1095 1123"> (1) 保育士の資格を有する者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者 (4) その他規則で定める者 </p>	<p data-bbox="1216 225 2067 293">○品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例</p> <p data-bbox="1872 312 2089 384">平成26年 7月11日 条例第23号</p> <p data-bbox="1149 448 1227 477">(職員)</p> <p data-bbox="1126 496 2083 564">第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p data-bbox="1126 584 2083 732">2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p data-bbox="1126 751 2083 860">3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p data-bbox="1133 919 2089 1123"> (1) 保育士の資格を有する者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者 (4) その他規則で定める者 </p>